



「定住支援コーディネーター」着任

人口減少傾向の緩和を図り、持続可能な地域づくりを進めるため、市の新規事業として定住支援コーディネーターを配置します。

大島区の移住・定住に係る情報の発信やイベントの開催などに携わります。



▲加藤さん

大島区に移住して3年目の春を迎えました。
大島区の魅力をリアルにお伝えできるよう、楽しみながら頑張りたいと思います。



防ごう！ 山 火 事



全国的に山火事が多発しています。
春は空気が乾燥し風も強く、山火事が発生しやすい時期です。

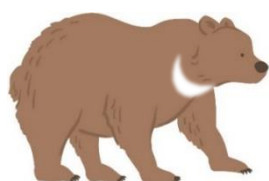
野焼きやたき火、家庭ごみの焼却は絶対にやめましょう。

火の取扱いには十分注意してください。



～ふるさとの 山を守ろう 火の手から～

クマに注意



春はクマが冬眠から目覚め、食べ物を探して活発に動き回ります。
クマによる人身被害を防止するため、次のことに気を付けましょう。

- ・入山するときは、ラジオや鈴などの音の鳴るものを携行し、単独行動は避ける。
- ・クマの活動が活発な早朝や夕方の入山は避ける。
- ・クマの餌となる生ごみは野外に放置しない。
- ・子グマを見かけても、決して近づかない。

○問合せ：市民生活・福祉グループ ☎025-594-3101

健診を受けましょう

◆昨年度健診を受けた人には健診日時を指定した案内はがきを3月に送付しました。

◆受診券は健診日の2週間前頃に届きます。

▼次の人は手続きが必要です

- ・初めて健（検）診を受ける人
- ・日時、会場、検査内容を変更する人
- ・健（検）診をキャンセルする人
- ・子宮頸がん検診、乳がん検診の受診を希望する人（案内はがきの検査内容に○がついている人は不要）



健診日の3週間前までに、健診専用ダイヤルに電話、またはインターネットで手続きをしてください。

右の二次元コードを読み取って、手続きを行うことができます。→



* 詳しくは、広報上越4月号とあわせてお配りした「令和7年度上越市健康診査カレンダー」をご覧ください。

○問合せ：市民生活・福祉グループ ☎025-594-3101

令和7年度 大島区健康診査 [大島多目的ホールふれあい館]

日	時	健(検)診	レディース検診	
			乳がん検診	子宮頸がん検診
6月19日(木)	午前	○	○	
	午後	○	○	○
6月20日(金)	午前	○	*レディース検診は原則2年に1回	

高齢者対象

安全運転支援装置の購入・取付費を補助します

令和7年度高齢者安全運転支援装置設置補助金申請の受付をしています。
対象者が自ら運転するために所有または使用する自動車に設置する下記の装置のいずれか1つについて、購入・取付費を補助します。お気軽にご相談ください。

- ◆補助金額：最大2万円（補助対象経費の2分の1まで）
1人1台分まで
 - ◆受付期間：令和8年1月30日（金）まで
（予算額に達し次第終了）
 - ◆対象年齢：65歳以上
（令和7年度中に65歳になる人を含む）
＊誕生日が昭和36年（1961年）4月1日以前の人
- 問合せ：総務・地域振興グループ ☎025-594-3101

【補助対象となる安全運転支援装置】

- ① 安全運転支援機能の付いたドライブレコーダー
（車線逸脱警告や、衝突注意警告など）
- ② 急発進抑制装置
（アクセルとブレーキの踏み間違えによる急発進抑制）

- ※1 購入・取付費を補助します。
（①②のいずれか1つ）
- ※2 必ず購入・取付前に申請してください。

大浦安げんき市を開催します

- ◆日 時：6月1日（日）午前10時～午後1時
- ◆会 場：ほくほく線 虫川大杉駅前

※詳しくは「広報上越6月号」とあわせて
お配りするチラシをご覧ください。



○問合せ：大浦安げんき市実行委員会事務局
（浦川原区総合事務所 産業グループ）
☎025-599-2302

無印良品の移動販売バスのお知らせ

毎月第3月曜日、無印良品の移動販売バスが
大島区を運行しています！



5月19日（月）

午前11時30分～11時50分 大島青空市場
正午～午後0時20分 スーパーやまざくら隣
午後0時30分～0時50分 大島就業改善センター
午後1時10分～1時30分 大島生活改善センター

★取扱商品：日用品・食品・衣料品など

※上越市と㈱良品計画（無印良品）、頸城自動車㈱の三者は、「地域活性化に向けた包括連携に関する協定」を締結しており、中山間地域等への移動販売もその一環で行われています。

知っていますか？

相続登記の義務化

相続登記がされず所有者が分からない不動産（土地・建物）が増えるのを防ぐため、令和6年4月1日から不動産の相続登記が義務化されました。

＊ 正当な理由がなく義務に違反した場合、10万円以下の過料が科されることがあります。

○問合せ：新潟地方法務局上越支局
☎025-525-4133（音声案内2番）

- ◆相続（遺言も含みます。）によって不動産を取得した相続人は、その所有権の取得を知った日から3年以内に相続登記の申請をしなければなりません。
- ◆令和6年4月1日より前に相続した不動産も、相続登記がされていないものは、義務化の対象になります。この場合は、3年間の猶予期間があり、令和9年3月31日までに相続登記をする必要があります。

大島区の人口・世帯数（令和7年3月末現在） 1,178人（－10人） 男556人（－4人） 女622人（－6人） 595世帯（±0）（ ）は前月との比較

発行：大島区総合事務所

〒942-1106 上越市大島区岡 3320-3 ☎：025-594-3101 FAX：025-594-3105

e-mail：oshima-ku@city.joetsu.lg.jp URL：<https://www.city.joetsu.niigata.jp/>

※大島区総合事務所への電話は、平日の午後5時15分から翌日の午前8時30分までと土日・祝日、12月29日～1月3日は浦川原区総合事務所へ自動転送し、転送先の当直が対応します。

○上越市のホームページでも「おおしまだより」を見ることができます。右の二次元コードを読み取ってね。→

